

## 審査基準一覧表

消防局予防部危険物保安課

コードNo.		処分名	根拠法令 規則等	条項
所属 コード	No.			
9109	26	火薬類の製造営業の許可	火薬類取締法	第3条
9109	27	火薬類の販売営業の許可	火薬類取締法	第5条
9109	28	火薬類の製造施設等の変更の許可	火薬類取締法	第10条第1項
9109	29	火薬庫の設置、移転又は変更の許可	火薬類取締法	第12条第1項
9109	30	もっぱら自己の用に供する火薬庫の所有又は占有の免除の許可	火薬類取締法	第13条ただし書
9109	31	火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の完成検査	火薬類取締法	第15条第1項
9109	32	火薬類の製造施設又は火薬庫の変更の完成検査	火薬類取締法	第15条第2項
9109	33	火薬類の譲渡又は譲受の許可	火薬類取締法	第17条第1項
9109	34	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の書換	火薬類取締法	第17条第7項
9109	35	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	火薬類取締法	第17条第8項
9109	36	火薬類の輸入の許可	火薬類取締法	第24条第1項
9109	37	火薬類の消費の許可	火薬類取締法	第25条第1項
9109	38	火薬類の廃棄の許可	火薬類取締法	第27条第1項
9109	39	危害予防規程の制定又は変更の認可	火薬類取締法	第28条第1項
9109	40	保安教育計画の制定又は変更の認可	火薬類取締法	第29条第1項
9109	41	火薬類の特定施設又は火薬庫の保安検査	火薬類取締法	第35条第1項
9109	42	火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示	火薬類取締法施行規則	第15条第1項
9109	43	保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請	火薬類取締法施行規則	第67条の7第4項

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 26

処 分 名	火薬類の製造営業の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第3条	
関係条項	火薬類取締法 第6条、第7条 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第4条～第5条の2	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年2月17日通商産業省告示第76号）</li> <li>・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年2月16日通商産業省告示第58号）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年3月26日通商産業省告示第149号）</li> <li>・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年5月14日通商産業省告示第302号）</li> <li>・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号）</li> <li>・避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年7月6日経済産業省告示第145号）</li> <li>・火薬類取締法令施行について（昭和25年12月20日25化第3290号） （申請書記載事項関係）</li> <li>・火薬類取締法と消防法との関係について（昭和25年12月27日化第3437号、国消管発第303号） （申請書添付書類関係）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間60日・月（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 60日・月
	( ) ( )	(神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

(基準の続き)

- ・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について  
(昭和35年4月22日35軽局第392号)(防爆壁、防火壁関係)
- ・火薬類取締法の改正について(昭和36年3月6日36軽第560号)  
(技術基準解釈運用、法第7条第3号関係)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和41年6月10日41化局第63号)  
(技術基準解釈運用関係)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和49年3月2日49立局第158号)  
(技術基準解釈運用、記載内容関係)
- ・火薬類に関する対策の強化について(昭和50年2月28日50立局第128号)  
(法第7条第4号関係)
- ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)  
(平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号)(法第7条第4号関係)
- ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)(平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号)
- ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について(内規)  
(平成18年9月19日平成18・08・17原院第1号)(危険工室関係)
- ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について(令和3年3月1日20210215保局第1号)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 27

処 分 名	火薬類の販売営業の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第5条	
関係条項	火薬類取締法 第6条、第7条第3号・第4号	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号）（法第7条第3号関係）</li> <li>・火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号）（法第7条第4号関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和54年9月10日54立局第531号）（許可の区分関係）</li> <li>・火薬類販売営業許可に関する運用について（昭和59年6月1日59保安第38号）（法第7条第3号、申請書添付書類関係）</li> <li>・火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について（平成10年3月31日平成10・03・30立局第1号）（提出書類関係）</li> <li>・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号）（法第7条第4号関係）</li> </ul>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間20日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 20日・丹
	( ) ( ) ( )	(神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 28

処 分 名	火薬類の製造施設等の変更の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第10条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第7条 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第4条～第5条の2	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年2月17日通商産業省告示第76号）</li> <li>・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年2月16日通商産業省告示第58号）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年3月26日通商産業省告示第149号）</li> <li>・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年5月14日通商産業省告示第302号）</li> <li>・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号）</li> <li>・避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年7月6日経済産業省告示第145号）</li> <li>・火薬類取締法令施行について（昭和25年12月20日25化第3290号） （申請書記載事項関係）</li> <li>・火薬類取締法と消防法との関係について（昭和25年12月27日化第3437号、国消管発第303号） （申請書添付書類関係）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間20日・月（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 20日・月
	( ) ( )	(神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

(基準の続き)

- ・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について  
(昭和35年4月22日35軽局第392号)(防爆壁、防火壁関係)
- ・火薬類取締法の改正について(昭和36年3月6日36軽第560号)  
(技術基準解釈運用、法第7条第3号関係)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和41年6月10日41化局第63号)  
(技術基準解釈運用関係)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和49年3月2日49立局第158号)  
(技術基準解釈運用、記載内容関係)
- ・火薬類に関する対策の強化について(昭和50年2月28日50立局第128号)  
(法第7条第4号関係)
- ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)  
(平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号)(法第7条第4号関係)
- ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)(平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号)
- ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について(内規)  
(平成18年9月19日平成18・08・17原院第1号)(危険工室関係)
- ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について(令和3年3月1日20210215保局第1号)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 29

処 分 名	火薬庫の設置、移転又は変更の許可		
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）		
条 項	第12条第1項		
関係条項	火薬類取締法 第12条第3項 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第22条～第32条		
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>	
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年2月17日通商産業省告示第76号）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準（昭和49年2月15日通商産業省告示第52号）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第6項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事務所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和49年2月16日通商産業省告示第59号）</li> <li>・可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年9月26日通商産業省告示第548号）</li> <li>・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示（平成27年7月6日経済産業省告示第145号）</li> <li>・火薬類取締法と消防法との関係について（昭和25年12月27日化第3437号、国消管発第303号）（申請書添付書類関係）</li> <li>・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号）（防爆壁、防火壁関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日49立局第158号）（二級火薬庫関係）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間15日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	〔内訳と機関名〕		
	經由機関	日・月	協議機関 日・月 処分機関 15日・丹
	( )	( )	(神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更	
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）		

(基準の続き)

- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日49立局第158号）  
（二級火薬庫関係）
- ・がん具煙火貯蔵庫相互の距離について  
（昭和49年5月29日通商産業省立地公害局保安課長通知）（がん具貯蔵庫関係）
- ・盗難防止設備基準及び移動式2級火薬庫の構造基準について  
（昭和52年11月11日52立局第591号）（盗難防止、二級火薬庫関係）
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成6年7月29日6立局第230号）（土堤関係）
- ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号）



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 30

処 分 名	もっぱら自己の用に供する火薬庫の所有又は占有の免除の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第13条ただし書	
関係条項		
審 査 基 準	該 当 審 査 基 準	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>○ 4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</p> <p>・火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について（平成10年3月31日平成10・03・30立局第1号）（提出書類関係）</p>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間15日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 15日・丹 （ ） （ ） （神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 31

処 分 名	火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の完成検査	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第15条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第7条第1号、第12条第3項 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第4条～第5条の2、第22条～第32条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>④ 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・月</p> <p>( ) ( ) (神戸市消防局 )</p>	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 32

処 分 名	火薬類の製造施設又は火薬庫の変更の完成検査	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第15条第2項	
関係条項	火薬類取締法 第7条第1号、第12条第3項 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第4条～第5条の2、第22条～第32条	
審 査 基 準	該 審 査 基 準	<p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>○ ④ 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 5日・月 ( ) ( ) (神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 33

処 分 名	火薬類の譲渡又は譲受の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第17条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第17条第2項	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・火薬類の取締り強化について（昭和42年6月13日42化局第324号） （処分者の新規許可、譲受消費許可申請関係）</li> <li>・実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達）（昭和43年9月3日43化局第435号） （建びょう関係）</li> <li>・コンクリート破砕器の取り扱いについて （昭和49年4月1日49通商産業省立地公害局保安課長通達）（譲受消費許可関係）</li> <li>・火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） （法第17条第2項関係）</li> <li>・不要実包等の取扱に係る火薬類取締法の規定の解釈等について （平成19年7月27日19保安第28号）（不要実包等の譲受・譲渡関係）</li> </ul>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
標 準	標準処理期間	総期間30日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>経由機関 20日・丹                      協議機関      日・月                      処分機関 10日・丹</p> <p>（兵庫県公安委員会                      ）（                      ）（神戸市消防局                      ）</p>	
間	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 34

処 分 名	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の書換	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第17条第7項	
関係条項		
審 当 に ○	該	① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）
設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間5日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕 経由機関 日・月                      協議機関 日・月                      処分機関 5日・丹 （    ）（    ）（神戸市消防局                      ）	
設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更	
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 36

処 分 名	火薬類の輸入の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第24条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第24条第2項	
審 査 基 準	該 当 〇	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・輸入煙火の取扱いの適正化について（昭和42年9月12日42化局第426号）（煙火関係）</li> <li>・実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達）（昭和43年9月3日43化局第435号）（猟銃用装弾、ライフル実包関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号）（数量変更関係）</li> <li>・がん具煙火の自主検査の受験の促進及びがん具煙火の輸入手続等について（昭和53年5月10日53立局第260号）（がん具煙火関係）</li> <li>・火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の運用及び解釈の基準について（平成9年9月26日平成09・09・25立局第1号）（可塑性爆薬関係）</li> <li>・火薬類取締法第24条（輸入）に係る解釈について（平成12年12月5日平成12・11・13立局第1号）（法第24条第2項関係）</li> </ul>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間20日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 20日・丹
	( ) ( ) (神戸市消防局 )	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 37

処 分 名	火薬類の消費の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第25条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第25条第2項、第26条 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第50条～第56条の4	
該 当 に ○	① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）  ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号）  ・火薬類取締法令施行について（昭和25年12月20日25化第3290号）（許可単位関係） ・火薬類取締法令の一部改正について（昭和28年8月25日28軽局第833号）（安全な距離関係） ・火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和30年9月2日30軽局第1544号）（坑道式発破関係） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和39年12月10日39軽局第741号）（消費計画書関係） ・火薬類の取締り強化について（昭和42年6月13日42化局第324号）（処分者の新規許可、譲受消費関係） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和42年12月20日42化局第648号）（責任者関係） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号）（数量変更関係） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日49立局第158号）（全般基準関係）  （次ページへ続く）
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
標 準	標準処理期間	総期間30日・月（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	〔内訳と機関名〕 経由機関 20日・月 協議機関 日・月 処分機関 10日・月 （兵庫県公安委員会）（ ）（神戸市消防局）（ ）	
問	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和 年 月 日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	



(基準の続き)

- ・煙火による災害防止について（昭和49年6月25日通商産業省立地公害局保安課長通達）
- ・火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号）  
（法第25条第2項他関係）
- ・火薬類取扱所の構造等の基準について（昭和55年12月2日55立局第513号）
- ・適用除外火工品の指定及びガス導管発破の消費の技術上の基準について  
（昭和60年7月5日60立局第199号）
- ・火薬類の販売営業の許可等について（平成元年7月1日元立局第230号）  
（再申請時添付書類関係）
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う運用解釈について（平成5年6月4日4立局第118号）  
（構造物解体用発破関係）
- ・火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の運用及び解釈の基準について  
（平成9年9月26日平成09・09・25立局第1号）（火薬類消費計画書関係）
- ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）  
（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号）（法第25条第2項関係）」
- ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことができる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号）
- ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 38

処 分 名	火薬類の廃棄の許可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第27条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第27条第2項、第27条の2 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第66条、第67条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第4条第2項第1号から第4号まで、第5条第2項第2号及び第3号並びに第67条第4項第2号及び第3号並びに第5項第3号の規定に基づく不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成19年10月24日経済産業省告示第269号）</li> <li>・火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号）（免状関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号）（数量変更関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号）</li> </ul>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間10日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	經由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 10日・丹
	( ) ( ) (神戸市消防局 )	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 39

処 分 名	危害予防規程の制定又は変更の認可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第28条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第7条第1号、第2号 第28条第3項 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第6条第1項、第2項、第4項及び第5項	
審 査 基 準	該 審 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日49立局第158号） （記載内容関係）</p>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間制定20日・丹 変更15日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 制定20日・丹 変更15日・丹                  （ ）（ ）（神戸市消防局 ）</p>	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 40

処 分 名	保安教育計画の策定又は変更の認可	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第29条第1項、第5項	
関係条項	火薬類取締法 第29条第2項 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第67条の3～第67条の6	
審 査 基 準	該 審 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下）・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規） （平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号）（具体的基準）</p>
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間策定20日・丹 変更15日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 策定20日・丹 変更15日・丹                  （ ）（ ）（神戸市消防局 ）</p>	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 41

処 分 名	火薬類の特定施設又は火薬庫の保安検査	
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）	
条 項	第35条第1項	
関係条項	火薬類取締法 第7条第1号、第12条第3項、第28条第1項、第35条第2項 火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第6条第1項	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>④ 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準	標準処理期間	総期間5日・月（検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 5日・月</p> <p>( ) ( ) (神戸市消防局 )</p>	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 42

処 分 名	火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示		
根拠法令名	火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）		
条 項	第15条第1項		
関係条項	第15条第2項、第16条		
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>	
	審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第15条の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品の数量（昭和49年2月15日通商産業省告示第51号）</li> <li>・火薬類取締法施行規則第15条第2項の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管（平成9年9月26日通商産業省告示第547号）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和42年6月30日42化局第291号）（表(6)最低基準関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和42年12月20日42化局第648号）（指定基準他関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和46年10月21日46保局第445号）（表(1)イ(5)関係）</li> <li>・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日49立局第158号）（コンクリ破砕関係）</li> <li>・火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号）（表(1)イ(5)関係）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間15日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	[内訳と機関名]		
	經由機関	日・月	協議機関 日・月 処分機関 15日・丹
	( )	( )	(神戸市消防局 )
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定	
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）		

(基準の続き)

- ・盗難防止設備基準及び移動式2級火薬庫の構造基準について  
(昭和52年11月11日52立局第591号)(盗難防止関係)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和54年9月10日54立局第531号)  
(鉄道車両用火工品関係)
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について(平成6年7月29日6立局第230号)((1)ハ関係)
- ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について(令和3年3月1日20210215保局第1号)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 43

処 分 名	保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請	
根拠法令名	火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）	
条 項	第67条の7第4項	
関係条項		
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。） 4 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	・火薬類の製造許可申請等に係る添付書類について（別紙参照）
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間10日・丹（申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	〔内訳と機関名〕	
	経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 10日・丹 （ ） （ ） （神戸市消防局 ）	
	設定・最終変更年月日	平成29年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	消防局予防部危険物保安課保安係（電話(078)325-8528）	